
一般社団法人
TXアントレプレナーパートナーズ
運営規則

平成24年10月1日 作成
平成25年3月6日 変更
平成26年4月2日 変更
平成27年1月13日 変更
平成29年4月12日 変更
平成30年4月3日 変更

運 営 規 則

【第1章 総則】

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人TXアントレプレナーパートナーズの運営に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

【第2章 会員】

(会員の種別)

第2条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) エンジェル会員

アントレプレナー（支援対象者）に対し、創業や成長を助けるメンター活動、エンジェルとしての投資活動、企業経営における多角的な課題解決支援、等が可能な個人で、起業家、ベンチャー企業へのシード・アーリー投資を行う意思のある者。

(2) サポート会員

①本会の目的や事業に共感し、主としてアントレプレナー（支援対象者）に対し、経理・財務面の支援、特許取得支援、法務等に関する各種支援、社会的認知活動の支援、プレゼンテーションの支援、翻訳・通訳支援など、専門的技術や知識による支援が可能な個人。

②本会の目的や事業に共感し、本会の活動に対し事務的支援などを行うことが可能な個人。

③将来、起業やエンジェルをめざす個人で、サポート活動を通じてそのノウハウを習得したいと考える者。

(3) コーポレート会員

本会の目的や事業に共感し、以下の何らかの方法でベンチャー企業や起業家を支援したいと考える法人組織。

①本会の活動に対する人的協力、企画提供

②本会の活動を通じて知り合う起業家・ベンチャー企業に対するアドバイス、ネットワーク紹介、またはTEP仲介による法人としての業務提供、投資、買収の検討など

(入会・会員承認委員会)

第3条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込フォームまたは入会申込書を本会に提出し、会員承認委員会にて承認を得なければならない。会員承認委員会は、理事会が任命する2名以上で構成されるものとする。

(会費)

第4条 各会員は、会の運営のため、以下のとおり会費を納入しなければならない。なお、会費の期間は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(1) エンジェル会員

入会金は5,000円とし、年会費は60,000円（途中入会の場合は月額5,000円）とする。

(2) サポート会員

入会金・年会費は無料とする。

(3) コーポレート会員

入会金は1万円とし、年会費は36万円（途中入会の場合は月額3万円）とする。

(会員資格の喪失)

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 年会費を6か月以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第6条 会員は、本会に退会の通知を行うことで、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、本会はこれを除名することができる。

- (1) この規約や本会のその他の規定等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第8条 本会にすでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

【第3章 役員、組織】

(役員の種類)

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 3名以上
- (3) 監事 1名

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。事務局は本会の事務全般を行う。

(代表世話人)

第11条 本会には、エンジェル会員代表世話人、サポート会員代表世話人、コーポレート会員代表世話人、アドバイザーリーボード代表世話人、アントレプレナー代表世話人を置く。各代表世話人は、その補佐役として副代表世話人を任命することができる。

(顧問)

第12条 本会の運営に寄与するため最高顧問および顧問を置くことができる。最高顧問および顧問は理事会の決定に基づき代表理事が任命し、本会全般に対するアドバイスをを行う。

(アドバイザーリーボード)

第13条 本会の活動に対する人的協力、情報提供、ネットワーク紹介などで協力連携し、

本会の効率的、効果的な運営についてアドバイスを行う地域行政、公的支援機関、公的研究機関等を、本会のアドバイザリーボードとして設置することができる。

(パートナー拠点)

第 14 条 本会の創業支援活動において有効と考えられる拠点（オフィス）の連携利用や現地情報提供等が可能な国内外のパートナーを、パートナー拠点として置くことができる。

【第 4 章 会計】

(事業計画)

第 15 条 本会の事業計画は、毎事業年度ごとに各理事が作成し、理事会の承認を得る。

(事業報告および決算)

第 16 条 本会の事業報告および決算に関する書類は、事業年度終了後、速やかに理事および事務局が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

【第 5 章 その他】

(規則の変更)

第 17 条 この規則に定めのない事項およびこの規則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

(内規)

第 18 条 この規則に定めのない事項として、会員ごとに内規のある場合は、各会員はその内容に従った活動を行わなければならない。

以 上